

北海道告示第10901号

令和4年北海道告示第10491号（令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の決定）の一部を次のように改正する。

令和4年6月27日

北海道知事 鈴木 直道

40を次のように改める。

(農政部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>40 農業基盤整備促進事業 農地集積の加速化や農業の付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、農地・農業水利施設等の整備に係る地域の取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合 農地中間管理機構 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農業基盤整備促進事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う調査・調整活動に要する経費</p> <p>(1)定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道 カ 農用地の保全 キ 調査・調整 ク 指導</p> <p>(2)定額助成 ア 田の区画拡大 イ 畑の区画拡大 ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末端畑地かんがい施設 カ 土層改良 キ 更新整備 ク 水田貯留機能向上支援</p>	<p>100分の50以内。 ただし、営農用水を除き(1)アを実施するものにあつては、100分の64以内 (別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内、ただし、営農用水を除き(1)アを実施するものにあつては、100分の69以内)</p> <p>別記11のとおり</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式 その3</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その3 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第112号様式その1まで 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	